

## 株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目4番8号  
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン  
代表取締役社長 石坂 信也

### 第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年3月24日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成21年3月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル2階 「有明」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第10期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第10期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.golfdigest.co.jp/company/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)におけるわが国経済は、世界的な金融不安や急激な円高による影響で、経済の減速が企業経営を圧迫し、景気の停滞感を一層強めております。特に個人消費は、原油価格の乱高下や生活必需品の値上がりなどにより消費者の生活防衛意識が高まり、消費マインドは後退局面を迎えております。

ゴルフ業界におきましては、若手プロゴルファーの国内外での活躍とその人気を背景に、各種メディアでゴルフが取り上げられる機会が増えました。特に、男性若手プロゴルファーの台頭は、若年層や女性層がゴルフに興味を持つきっかけとなり、ゴルフに対する関心が高まっております。

一方、インターネット市場においては、ブロードバンド環境の普及や携帯電話の定額料金制導入等によって市場成長が続いております。インターネット利用者はその環境に応じてPCと携帯電話を使い分けています。

このような経営環境のもと、当社グループは「GDOトライシクルモデルの完成度を高める」ことを経営のテーマに掲げ、個人消費のマインドが冷え込む中でもゴルファーの需要を喚起し、期初に定めた目標に向けて進んでまいりました。当社グループの知名度の向上と共に、「GDOクラブ会員数」も平成20年12月には137万人を超え、月間の「ユニークビジター数(注)」も平成20年5月に370万人を超えました。

(注) ウェブサイトを利用した人の数で、1人が何回利用しても1人と数える。)

平成19年12月期に連結子会社化した株式会社ゴルフパラダイスの業績も順調に推移しております。

当連結会計年度は、当社グループを取り巻く経営環境に左右されながらも、ゴルフ業界の需要動向を見極め、確実に利益が出せる体制作りに努めてまいりました。当社サービスではゴルフギア情報やゴルフ場予約につながるコンテンツだけでなく、ゴルフメーカーに対する販売促進の提案や、ゴルファーに対してのワンストップ型による「ゴルフ関連情報」の発信を行い、ゴルフ用品メーカーやアパレルメーカーの立場に立ったブランディング戦略でゴル

フメーカーに貢献しております。現在までに培った知名度（ブランド力）を活かし、『メディア事業』で集客し、『ゴルフ用品Eコマース事業』と『ゴルフ場向けサービス事業』に確実な導線を施し、当社ウェブサイトの集客力を活かした事業展開を行っております。

これらの結果、連結売上高12,755百万円（前年同期比27.2%増）、連結営業利益686百万円（同13.2%増）、連結経常利益689百万円（同19.4%増）、連結当期純利益270百万円（同55.2%増）となりました。

主要セグメント（事業）別の主な状況は、以下のとおりであります。

#### 『ゴルフ用品Eコマース事業』

当連結会計年度における当事業部門は、売上高9,873百万円（前年同期比30.5%増）、営業利益715百万円（同27.8%増）となりました。魅力ある商品を集め当社ウェブサイト上での露出方法を工夫し、低迷する消費マインドの中でもお客様の需要喚起を促しました。また、メーカーとの良好な関係の維持及び強化に努め、アパレル商品やアクセサリ関連商品の品揃え充実やセレクトショップへの出店ブランド数の拡大を行ってまいりました。モバイルサービス経由の売上も順調に伸びています。

また、連結子会社の株式会社ゴルフパラダイスでも、当社ウェブサイトで購入取りをした中古クラブをゴルフパラダイスの店舗へ一部流通させるなど、既存店舗の売上拡大に向け、品揃えの強化に注力しました。

#### 『ゴルフ場向けサービス事業』

当連結会計年度における当事業部門は、売上高2,027百万円（前年同期比8.6%増）、営業利益1,169百万円（同19.6%増）となりました。期初に雪等の天候による影響もありましたが、ゴルフ場に対するコンサルティング営業の強化と、ゴルフ場の個性に合わせた販売促進の提案を行い売上の向上に努めました。継続的にゴルフ場との友好的な営業関係を維持し、プレー予約枠の確保不足による機会損失を軽減し、収益基盤を拡大しております。なお、モバイルサービス経由のゴルフ場予約数も順調に伸びました。

#### 『メディア事業』

当連結会計年度における当事業部門は、売上高854百万円（前年同期比44.0%増）、営業利益72百万円（前年同期比135百万円の増加）となりました。

インターネット広告売上は、景気減速により企業が広告出稿を手控える厳しい環境の中、比較的順調に推移しました。特にタイアップ型広告が、ゴルフ用品メーカーやゴルフ場各社にその効果が広く認知されてきました。

同様に、モバイルサービスは有料会員が順調に増加しており、安定した月

会費収入と有料コンテンツ収入が収益の基盤となっています。また、モバイルサービスから『ゴルフ用品Eコマース事業』や『ゴルフ場向けサービス事業』への導線も確実に太くなっています。

「GDOトライシクルモデルの完成度を高める」という当社グループの経営テーマ推進のため、『メディア事業』は他2事業部門との確かな導線を構築し、完成度を高める礎となっています。

事業区別	売上高
ゴルフ用品Eコマース事業	9,873百万円
ゴルフ場向けサービス事業	2,027百万円
メディア事業	854百万円

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度中の重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達については、次のとおり新株の発行を行っております。

i)発行金額	11,030千円
ii)組入額	資本金 …9,805千円
	資本準備金…1,225千円

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分、新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (平成17年12月期)	第 8 期 (平成18年12月期)	第 9 期 (平成19年12月期)	第 10 期 当連結会計年度 (平成20年12月期)
売 上 高(百万円)	—	—	10,024	12,755
経 常 利 益(百万円)	—	—	577	689
当期純利益(百万円)	—	—	174	270
1株当たり当期純利益	—	—	1,096円38銭	1,655円89銭
総 資 産(百万円)	—	—	4,940	5,025
純 資 産(百万円)	—	—	2,048	2,357
1株当たり純資産額	—	—	12,581円05銭	14,194円23銭

(注) 1. 当社では第9期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (平成17年12月期)	第 8 期 (平成18年12月期)	第 9 期 (平成19年12月期)	第 10 期 当事業年度 (平成20年12月期)
売 上 高(百万円)	3,605	8,034	9,325	10,493
経 常 利 益(百万円)	121	33	606	685
当期純利益(百万円) (△純損失)	70	△19	229	321
1株当たり当期純利益 (△純損失)	468円19銭	△127円40銭	1,447円69銭	1,971円51銭
総 資 産(百万円)	2,676	3,419	4,859	4,992
純 資 産(百万円)	1,670	1,730	2,104	2,465
1株当たり純資産額	10,840円13銭	11,060円88銭	12,923円75銭	14,849円69銭

(注) 1. 第8期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 第7期は決算期変更により、平成17年7月1日から平成17年12月31日までの6カ月の変則決算となっております。

3. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な 事業内容
(株) ゴルフパラダイス	103百万円	100%	中古ゴルフクラブの買取・販売 「ゴルフパラダイス」直営店の運 営及び同フランチャイズチェーン の本部運営

#### ③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な 事業内容
テレビ東京ゴルフダイ ジェスト・オンライン LLC(合)	150百万円	25%	ゴルフ関連の情報提供・物販・広 告・検定事業等

(注) 上記は持分法適用会社であります。

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は今後ますます複雑化・多様化するものと想定され、同業種・異業種を含めた競争はさらに激化するものと予測しております。こうした中でこれまで以上の成長を実現し企業価値を高めていくためには、以下のとおり事業基盤の拡充が必要不可欠であります。

#### ① 内部管理体制の強化

内部管理の体制強化を図るために、J-SOX推進室、IT戦略室及びリスク統括委員会等を設置し、リスクコントロール及びコンプライアンス等に関する仕組みの構築とモニタリングを推進してまいります。こうした内部管理体制の充実を図り、業務フローのスタンダードが正しく維持及び適用されるように管理体制の点検を継続的に実践し改善を行うことで、四半期報告書等の早期開示に向けた情報開示体制の充実や、合理的な内部統制システムの構築・運用の強化に努めてまいります。

## ② 情報管理及びセキュリティ体制の徹底強化

当社グループの事業は「GDOクラブ会員」の様々な活動により支えられており、会員の個人情報の保護管理において大きな責務を負っていると認識しております。個人情報保護法を遵守すべく、明確なセキュリティポリシーと個人情報保護方針に沿ってシステムの構築及び運用管理の多方面から体制強化を図ってまいります。

## ③ システムの安定稼働

当社グループの主なサービスはインターネット環境下において行われております。そのため、サービスの安定供給を図るための継続的なセキュリティ対策、コンピューターウィルス等の進入やハッカーによる妨害等を想定して、あらゆる対応を事前に行い、情報システム環境を整備し、システム安定稼働を図り、機会損失の防止とサービス向上を推進してまいります。

## ④ 人的資源の有効活用

当社グループでは、あらゆる分野において最大の資源は人であると認識しております。当連結会計年度においては、社員各個人の経験と能力を最大化させることで、貴重な人的資源の有効活用を行うべく、社員各個人に対する合理的な職務の割当て、最適な業務フローの確立や納得感のある人事評価等の人的資源の有効活用のための基盤作りを目指し、この体制を定着させてまいりました。また、人材の確保においては、専門的な技術・専門知識を有する人材の確保と共に新卒採用活動を実施し、優秀な人材の確保を行います。こうした人材をさらにスキルを向上させ、事業・サービスの質等の継続的な向上を図ることが重要であるという認識のもと、様々な教育・育成による社員のレベルアップを進めてまいります。

## ⑤ ステークホルダーとの良好な関係構築

当社グループは、株主の皆様のみならず、取引先、お客様及び社員との間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることが、長期的に株主価値の最大化を実現するものと考えております。

今後も制度開示における重要事実公開手順を踏まえたうえで、業績結果、財務内容、将来ビジョンや経営戦略等を、メディア等を通じてステークホルダーに対し迅速かつ的確に発信してまいります。また、CSR活動を通じてステークホルダーの信頼と満足を得る企業価値の向上を図ってまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容（平成20年12月31日現在）

事業内容	主 要 製 品
ゴルフ用品 Eコマース事業	ゴルフ用品ネット販売サービス（新品、中古）、中古クラブ用品事業
ゴルフ場向け サービス事業	ゴルフ場予約サービス、ゴルフ場向けASPサービス
メディア事業	広告・マーケティングサービス、ゴルフコンテンツ配信サービス、モバイルサービス、クレジットカード会員サービス

(6) 企業集団の主要な営業所（平成20年12月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市淀川区
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市中区
福 岡 営 業 所	福岡県福岡市博多区
物 流 セ ン タ ー	千葉県習志野市

② 株式会社ゴルフパラダイスの主要な営業所

本 社	東京都港区
直 営 店 舗	東京都 4店舗 千葉県 1店舗 神奈川県 5店舗



(7) 企業集団の従業員の状況（平成20年12月31日現在）

① 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
176 (43) 名	16名増 (2名減)

(注) 当連結会計年度末の当社の従業員数を記載しており、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 株式会社ゴルフパラダイスの従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
24 (75) 名	9名増 (31名増)

(注) 当連結会計年度末の株式会社ゴルフパラダイスの従業員数を記載しており、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年12月31日現在）

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	426 百万円
(株)みずほ銀行	400 百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	100 百万円
(株)りそな銀行	100 百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成20年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 591,640株  
 ② 発行済株式の総数 163,740株  
 ③ 株主数 7,027名  
 ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
石 坂 信 也	33,780株	20.63%
(株)ゴルフダイジェスト社	32,640株	19.93%

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年12月31日現在）

発行決議日	平成15年7月31日	平成20年4月24日	
新株予約権の数	36個	1,200個	
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 720株 (新株予約権1個につき20株)	普通株式 1,200株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	無償	1株当たり 34,900円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり350,000円 (1株当たり 17,500円)	新株予約権1個当たり34,900円 (1株当たり 34,900円)	
権利行使期間	平成17年8月1日から 平成25年6月30日まで	平成22年4月25日から 平成30年4月24日まで	
行使の条件	(注)	(注)	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 : 36個</li> <li>・目的となる株式数 : 720株</li> <li>・保有者数 : 1名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 : 1,200個</li> <li>・目的となる株式数 : 1,200株</li> <li>・保有者数 : 2名</li> </ul>
	社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 : 一個</li> <li>・目的となる株式数 : 一株</li> <li>・保有者数 : 一名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 : 一個</li> <li>・目的となる株式数 : 一株</li> <li>・保有者数 : 一名</li> </ul>
	監査役	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 : 一個</li> <li>・目的となる株式数 : 一株</li> <li>・保有者数 : 一名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 : 一個</li> <li>・目的となる株式数 : 一株</li> <li>・保有者数 : 一名</li> </ul>

- (注) 1. 権利を付与された者は、権利行使期間中に、付与された権利の全部を行使することができる。ただし、租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用するための条件を満たす形での行使を行うものとする。
2. 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、取締役会の承認がある場合に限り、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役または従業員については、その相続人が権利行使することができる。

3. 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
4. このほか、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議日		平成20年4月24日
新株予約権の数		4,880個
新株予約権の目的である株式の種類と数		普通株式 4,880株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		1株当たり 34,900円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり34,900円 (1株当たり 34,900円)
権利行使期間		平成22年4月25日から平成30年4月24日まで
行使の条件		(注)
使用人等への 交付状況	当社使用人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 : 4,880個</li> <li>・目的となる株式数: 4,880株</li> <li>・交付者数 : 60名</li> </ul>
	子会社の役員及び使用人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 : 一個</li> <li>・目的となる株式数: 一株</li> <li>・交付者数 : 一名</li> </ul>

- (注) 1. 権利を付与された者は、権利行使期間中に、付与された権利の全部を行使することができる。ただし、租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用するための条件を満たす形での行使を行うものとする。
2. 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役を任期満了により退任した場合あるいは従業員を定年により退職した場合、取締役会の承認がある場合に限り権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役または従業員については、その相続人が権利行使することができる。
3. 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
4. このほか、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

③ その他新株予約権に関する重要事項  
該重要事項はございません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成20年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	石坂 信也	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社CEO</li> <li>・(株)ゴルフパラダイス 代表取締役社長</li> <li>・テレビ東京ゴルフダイジェスト・オンラインLLC（合）職務執行者</li> </ul>
取締役	玉井 邦昌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社CFO</li> </ul>
取締役	木村 玄一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長</li> <li>・(株)モーターマガジン社 代表取締役社長</li> <li>・木村総業(株) 代表取締役社長</li> <li>・東名観光開発(株) 代表取締役社長</li> </ul>
取締役	本田 隆男	
取締役	木村 正浩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)ゴルフダイジェスト社 常務取締役</li> </ul>
取締役	橋岡 宏成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士</li> </ul>
取締役	中神 康議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あすかコーポレイトアドバイザー(株) 代表取締役社長</li> </ul>
常勤監査役	渡邊 哲男	
監査役	村西 重孝	
監査役	上住 敬一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビズアドバイザーズ(株) 代表取締役社長</li> <li>・公認会計士</li> </ul>

- (注) 1. 取締役5名 木村玄一、本田隆男、木村正浩、橋岡宏成、中神康議の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役2名 村西重孝、上住敬一の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役 上住敬一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

- ② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役  
当該事業年度に退任した該当者はありません。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	7	59,442千円
監 査 役	3	10,650千円
合 計	10	70,092千円
(うち社外取締役及び監査役)	(7)	(9,900千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月26日開催の第9回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年3月26日開催の第9回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 2. の取締役（社外取締役除く。）の報酬限度額とは別枠として、平成20年3月26日開催の第9回定時株主総会において、ストックオプションとして取締役（社外取締役除く。）に対して発行する新株予約権に関する報酬額として、年額50,000千円を上限として決議いただいております。
5. 上記取締役に支払った報酬額に含まれるストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額は、6,942千円となります。

④ 社外取締役に関する事項

	他の会社の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の会社との関係、他の会社の社外役員との兼任状況	当該事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会への出席状況及び発言状況 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	責任限定契約の内容の概要	当社子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
木村玄一	(株)ゴルフダイジェスト社、東名観光開発(株)、(株)モーターマガジン社、木村総業(株)の代表取締役社長です。 (株)ゴルフダイジェスト社と当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。東名観光開発(株)と当社との間に営業取引関係があります。(株)モーターマガジン社と木村総業(株)と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)20回開催中20回に出席し、主に当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣から、当社事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
本田隆男	(株)ちふれ化粧品(株)の社外取締役です。	(ア)20回開催中19回に出席し、資本政策や事業計画等の当社経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者の意見として様々な見解や助言を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。

	他の会社の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の会社との関係、他の会社の社外役員との兼任状況	当該事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会への出席状況及び発言状況 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	責任限定契約の内容の概要	当社子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
木村正浩	(株)ゴルフダイジェスト社の常務取締役です。東名観光開発(株)、(株)モーターマガジン社、木村総業(株)の取締役です。 (株)ゴルフダイジェスト社と当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。東名観光開発(株)と当社との間に営業取引関係があります。(株)モーターマガジン社と木村総業(株)と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)20回開催中18回に出席し、主に当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣から、当社事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
橋岡宏成	(株)ユナイテッドアローズの社外監査役です。	(ア)20回開催中20回に出席し、当社経営施策における法的見解・意見や当社従業員の業務遂行において、企業法務的見地から様々な助言を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
中神康議	あすかコーポレートアドバイザー(株)の代表取締役社長です。 あすかコーポレートアドバイザー(株)と当社との間には特別な関係はありません。	(ア)20回開催中18回に出席し、上程議案の精査、決議事項の検討、詳細説明や資料提出を要する案件についての指摘を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。

⑤ 社外監査役に関する事項

	他の会社の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の会社との関係、他の会社の社外役員との兼任状況	当該事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	責任限定契約の内容の概要	子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
村西重孝	(株)ゴルフパラダイスの社外監査役です。	(ア)取締役会20回、監査役会15回全てに出席し、同氏の職務経歴において培われてきた、主計部門に関する深い造詣と高い知識を活かし、また、当社の子会社の監査役も兼任し、当社グループ全体の監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
上住敬一	ビズアドバイザーズ(株)の代表取締役社長です。ビズアドバイザーズ(株)と当社との間には特別な関係はありません。(株)ゴルフパラダイスの社外監査役です。(株)カザアナの社外監査役です。	(ア)取締役会20回、監査役会15回全てに、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制強化を図っております。また、当社の子会社の監査役も兼任しており、当社グループ全体の監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。



#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24,530千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,245千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、社外監査役2名を含む3名で構成する監査役会を設置し、取締役の職務執行を厳正に監視する。加えて、意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を任命する。さらには会計監査人による会計監査を厳正に実施する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の文書管理規程及び情報セキュリティ基本規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録・保存するものとし、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧可能とする。

なお、文書管理規程及び情報セキュリティ基本規程の改廃については、取締役会の決議をもって行うものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境・災害・品質・売買管理等に係るリスクにつき、各部署において、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル作成・配布等を行うものとし、さらに情報セキュリティ及び全社のリスクに関する管理としてリスク統括委員会を設置する。

リスク統括委員会は、予め想定されるリスクを分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、監査責任者と連携して各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視する。

なお、有事の際は、代表取締役が特命にて選任した人員をもって「危機管理対策本部」を設置し、統括的な危機管理を行う。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営方針、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督するものとする。

取締役会規程に基づき、定時取締役会を月1回、また必要に応じて臨時

取締役会を随時開催する。また取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べるものとする。

業務の運営・執行については、経営計画、年度予算の立案、全社的な目標の明確な設定、各部署への目標付与を行い、その達成に向けた具体策を立案・実行する。

また、取締役会の機能をより強化し、経営効率化を促進すべく、以下の会議体を設けるものとする。

#### イ．常勤取締役による会議

常勤取締役にて構成し、全社的な視野に立った経営意思決定機関としての役割を担うものとする。

必要に応じ適宜開催し、当社の事業をあらゆる角度から複眼的に検証し、経営方針を策定する。

#### ロ．執行役員会

取締役会の意思決定機能を高めるとともに、執行責任の明確化と機動的に質の高い業務執行に専念できる経営体制を構築する役割を担うものとする。常勤取締役及び執行役員にて構成される執行役員会は、取締役会が決定した基本方針に基づき、重要な業務の執行及び計画を決議する。

### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス体制にかかる各種規程を、全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

リスク統括委員会は、全社のコンプライアンスへの取り組みを統括するとともに、使用人への教育、啓発活動を継続的に企画・実行する。

使用人は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいた際は、使用人等が直接情報提供を行う内部通報制度窓口を設ける。この場合、通報者の匿名性及び通報内容の機密性には十分な配慮を行い、当社は通報者に対し不利益な取扱いを行わないこととする。さらに、外部機関の内部通報制度窓口を設けることで一層透明性の高い体制を整備する。

- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するために、企業の方針・戦略・管理・運営を行う体制とリスク管理を行う体制を構築する。

リスク統括委員会及びコンプライアンス担当は、当社及び子会社の全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。また、当社及び関係会社の社員に対して、その役職、業務内容に応じて必要な研修を実施する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないため、必要に応じ監査役の業務補助のための人員を監査役スタッフとして置くこととする。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、取締役及び監査役が協議のうえ決定するものとする。また、当該使用人については、監査役より監査業務補助に必要な命令を受けた場合、その命令に関し、取締役の指揮命令を受けないものとする。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を、監査役会に対し行うものとする。

また、取締役は、以下に定める事項につき、発見次第速やかに監査役会に対し報告を行うものとする。

- イ. 会社に著しい損害が発生するおそれがある事項
- ロ. 重大な法令・定款違反
- ハ. リスク管理に係る重要な事項
- ニ. その他経営上重要と判断される事項

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会における監査役の構成は、その過半数を独立社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。

監査役会は、取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、取締役及び使用人に対し質疑応答・ヒアリング等を行う場を設けるものとする。

また、当社は監査役会に対し、その監査の実施にあたり必要と認める場合、監査役会独自の判断において弁護士・公認会計士等の外部機関を活用し、監査業務に関する助言等を受ける機会を保障する。

**(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置付けております。

これまで当社は、財務体質の強化と今後の事業展開へ備えるため内部留保の充実を優先し配当は行っていませんでしたが、当期より当社創業以来初めて配当を行うことといたしました。

当期の配当につきましては、平成20年12月末日現在の株主様に対し、1株当たり350円の配当を行うことを検討しております。

内部留保資金につきましては、事業拡大のためのシステム投資及び新規事業構築・拡大のための投資資金として活用し、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

なお、次期の利益配分からは、今後の成長に必要な事業投資や財務体質の強化等を勘案したうえで、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としてまいります。

## 連結貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,517,795	流 動 負 債	2,500,611
現金及び預金	1,150,285	買 掛 金	812,175
売 掛 金	1,028,859	短 期 借 入 金	800,000
た な 卸 資 産	1,100,232	1年内返済予定長期借入金	159,996
繰 延 税 金 資 産	142,629	未 払 金	229,886
そ の 他	95,982	未 払 法 人 税 等	107,754
貸 倒 引 当 金	△194	ポ イ ン ト 引 当 金	207,966
固 定 資 産	1,507,625	そ の 他	182,832
有 形 固 定 資 産	223,978	固 定 負 債	166,860
建 物 及 び 構 築 物	185,379	長 期 借 入 金	66,676
工 具 器 具 備 品	38,598	そ の 他	100,184
無 形 固 定 資 産	690,109	負 債 合 計	2,667,472
の れ ん	343,532	純 資 産 の 部	
そ の 他	346,576	株 主 資 本	2,312,543
投資その他の資産	593,537	資 本 金	816,666
投 資 有 価 証 券	68,548	資 本 剰 余 金	786,035
敷 金	264,250	利 益 剰 余 金	709,842
繰 延 税 金 資 産	60,737	評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,619
そ の 他	202,501	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,619
貸 倒 引 当 金	△2,501	新 株 予 約 権	33,785
資 産 合 計	5,025,420	純 資 産 合 計	2,357,947
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,025,420

## 連結損益計算書

（平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		12,755,288
売 上 原 価		7,929,684
売 上 総 利 益		4,825,603
販売費及び一般管理費		4,138,906
営 業 利 益		686,697
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,430	
不 動 産 賃 貸 収 入	13,288	
そ の 他	9,553	32,273
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,300	
持分法による投資損失	8,174	
そ の 他	488	29,964
経 常 利 益		689,006
特 別 利 益		
貸倒引当金戻入益	87	
店舗損失引当金戻入益	884	971
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	5,387	
固定資産除却損	1,033	
リース解約損	2,661	
減 損 損 失	118,266	
事業所立退違約金	15,000	142,348
税金等調整前当期純利益		547,629
法人税、住民税及び事業税	258,026	
法人税等調整額	19,278	277,305
当 期 純 利 益		270,323

## 連結株主資本等変動計算書

（平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年12月31日 残高	806,861	784,810	439,518	2,031,189	17,256	17,256	—	2,048,445
連結会計年度中の変動額								
新株の発行	9,805	1,225	—	11,030	—	—	—	11,030
当期純利益	—	—	270,323	270,323	—	—	—	270,323
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）	—	—	—	—	△5,637	△5,637	33,785	28,148
連結会計年度中の変動額 合計	9,805	1,225	270,323	281,353	△5,637	△5,637	33,785	309,501
平成20年12月31日 残高	816,666	786,035	709,842	2,312,543	11,619	11,619	33,785	2,357,947



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
  - ・連結子会社の数 1社
  - ・主要な連結子会社の名称 株式会社ゴルフパラダイス
- ② 非連結子会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況  
該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
  - ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
  - ・主要な会社等の名称 テレビ東京ゴルフダイジェスト・オンライン  
LLC合同会社
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況  
該当事項はありません。
- ④ 持分法適用手続きに関する特記事項  
持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

- ① 連結の範囲の変更  
該当事項はありません。
- ② 持分法の適用範囲の変更  
該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品

先入先出法による原価法

- ・貯蔵品

個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法

ただし、連結子会社において、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりとなっております。

建物及び構築物 5～47年

車両運搬具 6年

工具器具備品 3～10年

（追加情報）

当社及び連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、損益に与える影響額は軽微であります。

ロ. 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・長期前払費用

均等償却

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支払時に全額費用処理する方法によっております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

将来のポイントの使用による販売促進費の発生に備えるため、使用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対して見積り額を計上しております。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

該当事項はありません。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

⑧ のれんの償却に関する事項

のれんは5年間で均等に償却しております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

関係会社株式 590,327千円

上記株式は、1年以内に返済予定の長期借入金159,996千円、長期借入金66,676千円の担保に供しております。なお、関係会社株式は連結計算書類上相殺消去しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

153,531千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	162,820株	920株	一株	163,740株

(注) 発行済株式の総数の増加920株は、新株引受権及び新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

当社は無配のため、該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成21年3月25日開催の第10回定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

・配当金の総額	57百万円
・一株当たり配当金額	350円
・基準日	平成20年12月31日
・効力発生日	平成21年3月26日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	新株引受権	新株予約権		
	平成13年9月5日 取締役会決議分	平成15年2月27日 取締役会決議分	平成15年7月31日 取締役会決議分	平成16年1月22日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	750株	480株	2,060株	720株
新株予約権の残高	750個	8個	103個	36個

	新株予約権		
	平成16年10月1日 取締役会決議分	平成17年4月1日 取締役会決議分	平成17年10月3日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	500株	1株	100株
新株予約権の残高	500個	1個	100個

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

2. 当社は、平成14年12月25日付で普通株式1株につき3株の割合をもって、平成15年11月18日付で1株につき4株の割合をもって、さらに平成16年8月16日付で1株につき5株の割合をもって、株式分割を行っております。

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	14,194円23銭
(2) 1株当たり当期純利益	1,655円89銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

6. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,212,210</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,375,805</b>
現金及び預金	989,479	買掛金	785,871
売掛金	1,002,654	短期借入金	800,000
商品	741,427	一年内返済予定長期借入金	159,996
前渡金	6,521	未払金	220,693
前払費用	38,041	未払費用	82,227
関係会社短期貸付金	314,000	未払法人税等	103,536
繰延税金資産	107,620	未払消費税等	19,297
その他	12,660	前受金	5,492
貸倒引当金	△194	預り金	22,562
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,780,274</b>	ポイント引当金	142,645
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>114,924</b>	1年内リース資産減損勘定	32,676
建物付属設備	82,643	その他	806
工具器具備品	32,280	<b>固 定 負 債</b>	<b>151,407</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>240,972</b>	長期借入金	66,676
ソフトウェア	238,571	長期リース資産減損勘定	84,731
ソフトウェア仮勘定	2,220	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,527,212</b>
その他	180	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,424,378</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,419,868</b>
投資有価証券	68,548	資本金	816,666
関係会社株式	627,827	資本剰余金	786,035
関係会社長期貸付金	330,000	資本準備金	786,035
破産更生債権等	2,501	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>817,167</b>
長期性預金	200,000	その他利益剰余金	817,167
敷金	165,617	繰越利益剰余金	817,167
繰延税金資産	27,024	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>11,619</b>
その他	5,360	その他有価証券評価差額金	11,619
貸倒引当金	△2,501	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>33,785</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,992,485</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,465,272</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>4,992,485</b>

# 損 益 計 算 書

（平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		10,493,069
売 上 原 価		6,490,372
売 上 総 利 益		4,002,696
販売費及び一般管理費		3,335,295
営 業 利 益		667,401
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24,866	
経 営 指 導 料	7,800	
そ の 他	7,188	39,855
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,300	
株 式 交 付 費	35	
そ の 他	369	21,705
経 常 利 益		685,551
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	87	87
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	350	
減 損 損 失	117,963	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,387	
リ ー ス 解 約 損	2,661	126,363
税 引 前 当 期 純 利 益		559,275
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	255,034	
法 人 税 等 調 整 額	△17,607	237,426
当 期 純 利 益		321,848

## 株主資本等変動計算書

（平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
平成19年12月31日 残高	806,861	784,810	495,318	2,086,989	17,256	17,256	—	2,104,245
事業年度中の変動額								
新株の発行	9,805	1,225	—	11,030	—	—	—	11,030
当期純利益	—	—	321,848	321,848	—	—	—	321,848
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額（純額）	—	—	—	—	△5,637	△5,637	33,785	28,148
事業年度中の変動額合計	9,805	1,225	321,848	332,878	△5,637	△5,637	33,785	361,026
平成20年12月31日 残高	816,666	786,035	817,167	2,419,868	11,619	11,619	33,785	2,465,272



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・ 時価のあるもの

当事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品

先入先出法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりとなっております。

建物付属設備 10～21年

工具器具備品 3～10年

② 無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ 長期前払費用

均等償却

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理する方法によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

将来の「GDOポイント」の使用による販売促進費の発生に備えるため、使用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対して見積り額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

該当事項はありません。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保負債

関係会社株式 590,327千円

上記株式は、1年以内に返済予定の長期借入金159,996千円、長期借入金66,676千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 59,815千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 330,556千円

② 短期金銭債務 37,111千円

③ 長期金銭債権 330,000千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 138,838千円

② 仕入高 161,899千円

③ その他 17,483千円

④ 営業取引以外の取引高 23,235千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税否認	9,712千円
未払賞与否認	20,982千円
ポイント引当金繰入額否認	58,056千円
減損損失否認	13,299千円
その他	5,569千円
合計	107,620千円

繰延税金資産（固定）

一括償却資産損金算入限度超過額	298千円
貸倒引当金繰入超過額	214千円
減損損失否認	34,485千円
合計	34,998千円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	7,974千円
合計	7,974千円
繰延税金資産（固定）の純額	27,024千円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	282,751千円	155,660千円	一千円	127,090千円
ソフトウェア	653,666千円	264,163千円	117,963千円	271,539千円
合計	936,418千円	419,824千円	117,963千円	398,630千円

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額及びリース資産減損勘定

期末残高

1年内	186,760千円
1年超	344,613千円
合計	531,373千円
リース資産減損勘定の残高	117,407千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	200,993千円
リース資産減損勘定の取崩額	31,437千円
減価償却費相当額	185,288千円
支払利息相当額	18,769千円
減損損失	117,963千円

なお、上記のリース資産減損勘定の取崩額には、リース契約の解除により支払うことを要しなくなった額25,284千円を含んでおります。

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	東名観光開発(株) (注)3	東京都港区	12,500	ゴルフ場運営	なし	兼任 2名	予約及びASPサービスの販売	予約サービスの提供 (注)1、2	1,425	売掛金	75
								ASPサービスの提供 (注)1、2	1,192	売掛金	105

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引の内容につきましては、市場価格等を参考に決定しております。

3. 当社取締役木村玄一氏が議決権の73.5%を直接保有しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)ゴルフパラダイス	東京都港区	103,000	中古ゴルフクラブの買取販売、ゴルフパラダイス直営店及び同ブランドチェーン店の本部運営	100.0	兼任1名	中古ゴルフクラブの販売	資金の回収	120,000	短期貸付金	314,000
										長期貸付金	330,000
								利息の受取	15,435	未収利息	194
								経営指導料	6,600	未収入金	577

- (注) 1. 株式会社ゴルフパラダイスに対する資金の貸付については、市場金利勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は、長期貸付金に関しては5年、短期貸付金に関しては1年としております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記取引の内容につきましては、市場価格等を参考に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 14,849円69銭
- (2) 1株当たり当期純利益 1,971円51銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年2月12日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

取締役会 御中

#### 監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 遠藤 康彦 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 下条 修司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 2月12日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 遠藤 康彦 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 下条 修司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査役会 監査報告

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務の状況及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月20日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

常勤監査役 渡 邊 哲 男 ㊞

社外監査役 村 西 重 孝 ㊞

社外監査役 上 住 敬 一 ㊞

(注)監査役村西重孝及び上住敬一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第10期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金350円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、57,309,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年3月26日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。）が平成21年1月5日に施行され、上場企業の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主名簿に関する規程の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までにこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 株式取扱規則において、株主の権利行使の手続きを定めていることを明確にするために、現行定款第10条に所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)  <u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(以下、条数繰り上げる)</p>	<p>(以下、条数繰り上げる)</p>
<p>(株主名簿管理人)            第9条 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)            第8条 (現行どおり)</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(株式取扱規則)            第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会<u>の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)            第9条 <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(以下、条数繰り上げる)</p>	<p>(以下、条数繰り上げる)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第3条 <u>本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有株式数
1	石坂 信也 (昭和41年12月10日生)	平成2年4月 三菱商事(株)入社 平成11年6月 米国ハーバード大学MBA修了 平成12年5月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン設立 代表取締役社長CEO (現任) [他の法人等の代表状況] (株)ゴルフパラダイス 代表取締役社長 テレビ東京ゴルフダイジェスト・オンラインLLC (合)職務執行者	33,780株
2	木村 玄一 (昭和37年12月25日生)	昭和61年4月 大日本印刷(株)入社 平成7年11月 (株)モーターマガジン社 代表取締役社長 (現任) 平成9年11月 (株)ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長 (現任) 平成10年2月 木村総業(株) 代表取締役社長 (現任) 平成12年5月 当社 取締役 (現任) 平成14年2月 東名観光開発(株) 代表取締役社長 (現任)	13,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有株式数
3	本 田 隆 男 (昭和8年1月1日生)	昭和32年9月 日綿實業(株)(現: 双日(株)) 入社 昭和47年7月 ソニー(株) 入社 昭和60年4月 ジョンソン(株) 入社 昭和61年2月 同社 代表取締役社長 平成12年6月 (株)ちふれ化粧品 社外取締役(現任) 平成15年9月 当社 監査役 平成16年9月 当社 取締役(現任)	一株
4	木 村 正 浩 (昭和41年5月23日生)	平成元年4月 大昭和製紙(株)(現: 日本製紙(株)) 入社 平成4年11月 (株)ゴルフダイジェスト社 常務取締役(現任) 平成7年2月 東名観光開発(株) 取締役(現任) 平成12年5月 当社 取締役 平成16年9月 当社 取締役(現任)	10,000株
5	橋 岡 宏 成 (昭和42年1月23日生)	平成3年4月 (株)住友銀行(現:(株)三井住友銀行) 入行 平成10年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 平成16年9月 当社 取締役(現任) 平成19年6月 (株)ユナイテッドアローズ 社外監査役(現任)	一株
6	中 神 康 議 (昭和39年3月25日生)	昭和61年4月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー(現: アクセンチュア(株)) 入社 平成3年6月 米国カリフォルニア大学MBA修了 平成3年7月 (株)コーポレートディレクション入社 平成16年9月 当社 監査役 平成17年3月 あすかコーポレートアドバイザー(株) 代表取締役社長(現任) 平成19年3月 当社 取締役(現任)	一株

- (注) 1. 取締役候補者 木村玄一氏及び木村正浩氏は、それぞれ当社の関係会社である株式会社ゴルフダイジェスト社の代表取締役社長、常務取締役であり、当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 木村玄一氏及び木村正浩氏は、それぞれ東名観光開発株式会社の代表取締役社長、取締役であり、当社との間に営業取引関係があります。

3. 木村玄一氏、本田隆男氏、木村正浩氏、橋岡宏成氏及び中神康議氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する記載事項

① 社外取締役候補者の選任理由

・木村玄一氏及び木村正浩氏は、当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣から、当社事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって、木村玄一氏は8年10カ月、木村正浩氏は4年6カ月となります。

・本田隆男氏は、経営者としての高い見識を持つ社外取締役候補者であり、資本政策や事業計画等の、当社経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者の意見として様々な見解や助言を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年6カ月となります。

・橋岡宏成氏は、弁護士として培われた企業法務の幅広い知識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年6カ月となります。

・中神康議氏は、企業財務及び会計の高い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

② 過去5年間ににおける他の株式会社の取締役または監査役在任中に、同社において不当な業務執行等が行われた事実（重要でないものを除く。）並びにその事実発生予防及び発生後の対応について

橋岡宏成氏が株式会社ユナイテッドアローズの社外監査役在任中において、景品表示法違反の事実が発生しました。同氏就任以前から発生していた事実であります。当該事実を認識後、同社取締役会に対して早期改善及び再発防止のため内部統制強化について意見表明しました。

③ 社外取締役との責任限定契約について

当社は、「会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。」旨を定款に定め、木村玄一氏、本田隆男氏、木村正浩氏、橋岡宏成氏及び中神康議氏と当社の間で上記定款に基づき、責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役上住敬一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有株式数
上住敬一 (昭和44年10月6日生)	<p>平成4年10月 中央コーパス・アンド・ライブラ ンド国際税務事務所（現：税理士法 人プライスウォーターハウスクー パス）入所</p> <p>平成8年4月 公認会計士 登録</p> <p>平成9年1月 プライスウォーターハウスクー パス ロスアンジェルス事務所入所</p> <p>平成12年7月 音楽エンターテイメント企業（香 港）入社</p> <p>平成16年7月 ビズアドバイザーズ(株) 代表取締役社長（現任）</p> <p>平成17年9月 当社 監査役（現任）</p> <p>平成19年10月 (株)ゴルフパラダイス 監査役（現任）</p> <p>平成20年9月 (株)カザアナ 監査役（現任）</p>	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する記載事項

① 社外監査役候補者の選任理由

同氏は、公認会計士の資格を有しており、専門的な立場から当社監査役として適切な助言が期待できるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。当社の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって3年6カ月となります。

② 社外監査役との責任限定契約について

当社は、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。」旨を定款に定め、同氏と当社の間で上記定款に基づき、責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル2階 「有明」  
電話：03-3667-1111



## 交通のご案内

- ・東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」に直結
- ・東京メトロ日比谷線・都営浅草線「人形町駅」より徒歩5分